

想定地について

『経緯』

1. 建設場所として現東大和市暫定リサイクル用地があげられたのはいつですか。
その時に明記された理由は何ですか。
 2. 現・東大和市暫定リサイクル用地を建設場所と決定したのはいつですか。
その時に明記された理由は何ですか。
- ※ 会議録などの記録に基づく裏付けのある回答をお願いいたします。

想定地について

『選定理由への疑問』

1. 4団体が理由とする『3市の中間的な位置にあり、焼却施設に近く連携が取りやすい』とする選定理由は確認できません。話し合われた会議録、資料をご提示ください。

また、『ごみ処理施設が集中することによる施設周辺地域住民の負担を考慮する』とした平成15年度ごみゼロプラン見直し調整部会に明記された選定理由と相反する『焼却施設に近い』という理由をあげる4団体の考えを教えてください。

2. 3市において、4団体が理由とする、＜市有地である＞＜現在リサイクルの施設が稼働している＞とする場所は桜が丘以外にありますか。

想定地について

『想定地選定に関する発言に疑問』 1／5

1. 小平・村山・大和衛生組合議会
平成20年11月定例会会議録 51p 要旨
計画課長【市川三紀男】
今回の事業に当たってはどこの土地がいいかではない。
既存の施設がある場所を想定して、東大和の土地が、
まず、いいのではないかとということで、調査をしてきて
詰めている。

●なぜ東大和だけが候補とされたのですか。

想定地について

『想定地選定に関する発言に疑問』 2/5

2. 小平市議会 平成22年9月定例会会議録9月8日－3号 143p 要旨

小平市副市長(窪田治)

東大和市のほうから用地を提供するという条件があって、初めてこれが事業の中に入った。用地を提供するという東大和市の役割についての話であれば、東大和市のほうから提案(=代替案)をいただいて、3市で協議をしなければ解決しない問題。

●東大和が用地を提供しなければ事業に入らなかったのですか。

3市の事業であるのに土地を提供ということが東大和の役目とされ代替案が東大和だけに求められたのはなぜですか。

想定地について

『想定地選定に関する発言に疑問』 3／5

3. 小平市議会 平成24年12月定例会会議録11月30日－4号 353p要旨
小平市環境部長(岡村秀哉)

東大和市の中でつくるということが合意をされており、東大和市みずからが今の想定地 というものを提案して、それで合意をしたという経過。

→ 数分後訂正

東大和市からの提案ということではなくて、4団体のごみゼロプランの直し調整部会で協議。

- 訂正前の内容は<2／4>と類似していますが、ごみゼロプランの見直し調整部会で、協議されて想定地が決まったということで良いですか。

想定地について

『想定地選定に関する発言に疑問』 4／5

4. 平成25年4月22日【噂の！東京マガジン】の噂の現場

小平市長・衛生組合管理者

構成市の中でそれぞれ、し尿処理は武蔵村山市でやってる。

中間処理(焼却炉)は小平市でやっている。東大和の市民の皆さんには是非ご理解をいただいて。

5. 平成25年8月20日 3市共同資源化事業に関する説明会会議録 25p要旨

小平市長・衛生組合管理者

A地区、B地区、C地区があって、議論の中でA地区になったということではない。3市で応分に出来るだけ負担しようということ、既にリサイクル施設として稼働しているところ、総合的にいろんな諸条件を勘案した中で想定地に
なった。

想定地について

『想定地選定に関する発言に疑問』 5／5

- 前ページ、4. 5. の発言で3市での迷惑施設の応分負担が勘案されたことが明らかになっています。過去、及び現在にいたるまで、なぜ、この決定理由の明記がないのですか。
- 4団体は選定理由として<焼却施設に近い>としています。
このような間近な用地を選定し東大和市には迷惑施設がないとする応分負担は明らかに矛盾しています。焼却施設周辺への負担を集中させることに他ならず、3市の応分負担とは相反していることに関して考えを聞かせてください。
- 武蔵村山市のし尿処理施設は3市ではなく5市での運営です。武蔵村山市は、その運営について5市での応分負担を求めたことがありますか。

コストについての大きな矛盾

- ・市有地なので当地購入が不要、財政負担が少ない(8p)
 - ・高度な処理施設を単独で整備するよりも安価で建設・維持が出来る(5p、15p)
 - ・3市の共同化により資源化基準の統一が図れ、廃棄物処理の下流側になる不燃粗大ごみ処理施設、焼却施設の処理量縮小、規模縮小、建設の縮減(13p)
 - ・焼却するごみの量を減らすことを基本に、プラスチック制容器包装とペットボトルの資源化を選択、コスト比較ではない(19p)
- 資源化に対するコストをどう考えているのか。

施設の必要性が証明されていない

廃棄物処理の上流、下流の影響が具体的でない。

・3市の共同化により資源化基準の統一が図れ、リサイクル率が向上することで廃棄物処理の下流側になる『不燃・粗大ごみ処理施設』、さらには『焼却施設』の処理量の縮小につながり、施設規模の縮小や建設費の縮減に効果がある(13p)

- 上流、下流とその影響が具体的ではありません。各市、及び組合ごとに、昨年度のごみ処理について、上流から下流の図にして処理量の数値を書き入れてください。
- その数値を使用して、資源物処理施設ができた際の図も同様に作成してください。
- 現在のリサイクル率(民間委託処理はリサイクルされています)と、3市の共同化により向上するリサイクル率を教えてください。

施設整備の進め方に問題あり(1/2)

- ・『これまでの説明会などでもあくまで想定地であって決まったものではないという認識で話してきている』

23年1月25日推進本部会議録4p 建設環境部参事

- ・専門部会中間報告(20年)プラントメーカー7社中4社が、この用地の面積では建設は困難とし、あとの3社も条件付きと回答を出したが、22年4月、6品目での3市共同資源化事業の推進について(報告)まとまる。

- ・【3市共同資源化事業に関する基本事項確認書】(平成25年1月)を締結。3市長及び衛生組合管理者が押印し、2品目、2階構造、想定地地域住民の理解を得る、住民の理解が得られた判断された後は、施設整備事業に着工するとしたが、住民の理解は得られたとは言いがたいとしながら、あらたな締結をして基本構想(案)を策定。

施設整備の進め方に問題あり(2/2)

- ・平成20年5月、署名2,480名を添えた陳情が提出され、平成21年、組合で趣旨採択。(東大和議会で同様の陳情は採択)
- ・市民懇談会では座長が資源物処理施設について「容器包装リサイクル法が強制法でないことを踏まえて、3市にとって本当に適切な廃棄物資源化・処理システムは何なのか改めて検討する必要がある」と平成21年3月に報告書を結ぶ。
- ・近隣住民以外に3市の市民で構成される市民団体からもゼロベースから協議会の立ち上げを求める陳情が提出される。(平成25年11月不採択)
- ・平成27年1月、交付金に関して、近隣住民の代表等が、都・環境省に意見書を提出。

施設の整備の進め方に問題有り

『市計画決定についての打合せとの矛盾』

- ・平成26年7月30日 都と東大和市都市計画課打合せ
環境影響調査は、都との協議の中で住民合意(理解)を得た証拠として必要になると思われる。
 - ・平成26年11月連絡協議会
片山参事:協議会で承認を得たとか理解を得たとかいうつもりはない。
組合が影響調査をしていることを承知していただきたい。
 - ・平成27年3月連絡協議会
東大和市から都市計画決定に入る前にしっかり住民説明をするよう指導を受けた、定量的データが足りない指摘を受けているのでアセスの説明をもってそれに返させていたどうかと思っている。
- 衛生組合は東大和市との打合せで、都の意向は周知している中でなぜ、このように相反する発言をするのか

